

議案第 104 号

つくば市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 9 月 3 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第 5 項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の 2 第 5 項及び第 204条第 3 項の規定に基づき、法第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員をいう。

(会計年度任用職員の給与)

第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び特殊勤務手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 行政職給料表（別表第1）

(2) 教育職給料表（別表第2）

2 前項の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認めるフルタイム会計年度任用職員の給料については、月額300,000円を超えない範囲において規則で定める額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第5条 新たに前条第1項の給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第6条 つくば市職員の給与に関する条例（昭和62年つくば市条例第20号。以下「給与条例」という。）第8条及び第9条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第7条 給与条例第13条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第8条 給与条例第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第9条 給与条例第18条第1項、第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第18条第1項	正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間 (以下この条において「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員
第18条第3項	勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間	当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間
第18条第4項	勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について割り振られた週休日

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第 1 0 条 給与条例第19条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第19条	勤務時間条例第 3 条第 1 項又は第 4 条の規定に基づき毎日曜日	毎日曜日
	勤務時間条例第 9 条に規定する祝日法による休日	つくば市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年つくば市条例第 3 号。以下この条において「勤務時間条例」という。）第 9 条に規定する祝日法による休日
	勤務時間条例第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について割り振られた週休日
	、正規の勤務時間中に勤務すること	、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）中に勤務すること

（フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当）

第 1 1 条 給与条例第20条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の端数処理）

第 1 2 条 第15条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額並びに第 9 条において準用する給与条例第18条、第10条において準用する給与条例第19条及び前条において

準用する給与条例第20条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第13条 給与条例第25条から第25条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」と、同条第4項中「扶養手当の月額並びにこれら」とあるのは「これ」と読み替えるものとする。

2 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第14条 給与条例第16条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給される者の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、つくば市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和62年つくば市条例第53号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の定めるところによる。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 15 条 第 9 条において準用する給与条例第 18 条、第 10 条において準用する給与条例第 19 条及び第 11 条において準用する給与条例第 20 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第 16 条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日）又は 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、前条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第 17 条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間をつくば市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年つくば市条例第 3 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を

20で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を155で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、第4条第1項及び第5条の規定を適用して得た額に、100分の16を乗じて得た額を加算した額とする。

5 前項の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認めるパートタイム会計年度任用職員の「基準月額」については、第1項から第3項までの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、第4条第2項の規定を適用して得た額に100分の16を乗じて得た額を加算した額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第18条 特殊勤務手当条例第3条から第20条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額の報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第19条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤

務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合) を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125) を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時

までの間である場合は、100分の175)

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第20条 祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）及び年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）

第21条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理）

第22条 第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び前3条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第23条 給与条例第25条から第25条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とし、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第24条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対し

ては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第25条 第19条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第17条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第17条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第17条第3項の規定により計算して得た額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第26条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合

を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第27条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第15条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 給与条例第15条第1項第1号に定める通勤手当の支給要件に該当するパートタイム会計年度任用職員 1日につき、規則で定めるところにより算出したその者の1日の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額が2,750円を超えるときは、1日につき2,750円

(2) 給与条例第15条第1項第2号に定める通勤手当の支給要件に該当するパートタイム会計年度任用職員 次に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、1日につき、それぞれ次に定める額

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 215円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 390円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 460円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 610円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 750円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 900円

円

キ 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員

1,050 円

ク 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員

1,200 円

ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員

1,350 円

コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員

1,410 円

サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員

1,470 円

シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員

1,530 円

ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 1,590 円

(3) 給与条例第15条第1項第3号に定める通勤手当の支給要件に該当するパートタイム会計年度任用職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離等の実情を考慮する必要があると認められるパートタイム会計年度任用職員で規則で定めるもののうち、前項第1号又は第3号に掲げるパートタイム会計年度任用職員で、通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎

となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤に係る費用弁償の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤に係る費用弁償の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤に係る費用弁償 1日につき、規則で定めるところにより算出したその者の1日の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額が1,000円を超えるときは、1日につき1,000円

(2) 前号に掲げる通勤に係る費用弁償以外の通勤に係る費用弁償 前項の規定による額

4 通勤に係る費用弁償は、規則で定める日に支給する。

5 通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤に係る費用弁償の支給に関し必要な事項は、常時勤務を要する職を占める職員に支給する通勤手当の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第28条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償については、常時勤務を要する職を占める職員に支給する旅費の例による。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第29条 給与条例第3条第2項の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(会計年度任用職員の休職者の給与)

第30条 休職者は、休職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職種	号給	給料月額
別表第2が適用される職種以外のもの		円
	1	144,100
	2	145,200
	3	146,400
	4	147,500
	5	148,600
	6	149,700
	7	150,800
	8	151,900
	9	153,000
	10	154,400
	11	155,700
	12	157,000
	13	158,300
	14	159,800
	15	161,300
	16	162,900
	17	164,200
	18	165,700
	19	167,200
	20	168,700
	21	170,100
	22	172,800
	23	175,400

	24	178,000
--	----	---------

別表第2（第4条関係）

教育職給料表

職種	号給	給料月額
小学校、中学校又は 義務教育学校に勤 務する教員		円
	1	173,900
	2	176,000
	3	178,100
	4	180,300
	5	182,300
	6	184,500
	7	186,700
	8	188,900
	9	191,200
	10	194,000
	11	196,700
	12	199,400
	13	202,300
	14	204,000
	15	205,600
	16	207,300